

## 【条例のイメージと考え方】

項目	規定の趣旨	北海道の条例(数字は条)	備考
<p>第1 条例の目的</p> <p>暴力団の排除の推進 →①市民の安全で平穏な生活 ②社会経済活動の健全な発展</p>	<p>この条例を定める目的を規定します。</p>	<p>・暴力団の排除に関し、基本理念を定め、及び道、道民、事業者等の責務を明らかにするとともに、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置その他必要な事項を定めることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)等の法令と相まって暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする(1)</p>	
<p>第2 用語の定義</p> <p>①暴力団、②暴力団員、③その他</p>	<p>用語の定義を規定します。</p>	<p>・暴力団排除、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団事務所など用語の意義を定めている(2)</p>	
<p>第3 基本理念</p> <p>暴力団の排除は、 ① 1暴力団を恐れない、2暴力団に対して資金を提供しない、3暴力団を利用しない、を基本として行われるべきこと ② 市民、事業者、市その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行われるべきこと</p>	<p>暴力団の排除の推進する上での理念を規定します。</p>	<p>・暴力団の排除は、暴力団が道民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、行われなければならない ・暴力団の排除は、道、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センター(法第32条の2第1項の規定により北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。次条第2項において同じ。)その他関係する機関及び団体の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない(3)</p>	
<p>第4 市民の役割</p> <p>①暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めること ②市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めること</p>	<p>市民の役割を規定します。</p>	<p>・道民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする(5)</p>	
<p>第5 事業者の役割</p> <p>①暴力団の排除に取り組むこと ②市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること</p>	<p>事業者の役割を規定します。</p>	<p>・事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする ・事業者団体は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する事業者の取組に対する支援に努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする(6)</p>	

<p>第6 市の役割</p> <p>関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施すること</p>	<p>市の役割を規定します。</p>	<p>・道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に実施する責務を有する</p> <p>・道は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センターその他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない(4)</p>	
<p>第7 公共事業等に係る措置</p> <p>市は、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずべきこと</p>	<p>市の公共事業等から暴力団を排除するための措置について規定します。</p>	<p>・道は、その発注する建設工事その他の道の事務又は事業(次項において「公共事業等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。)について、道が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>・道は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする(7)</p>	
<p>第8 公の施設に係る措置</p> <p>市は、その設置する公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずべきこと</p>	<p>市の施設が暴力団の活動に利用されないようにするための措置について規定します。</p>	<p>・道は、その設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする(8)</p>	
<p>第9 市の市民及び事業者に対する支援</p> <p>①情報の提供 ②助言 ③その他</p>	<p>市民及び事業者の暴力団の排除に関する取組への市の支援について規定します。</p>	<p>・道は、道民等が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、道民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする(11)</p>	
<p>第10 啓発活動</p> <p>市は、暴力団の排除に関し、広報その他の必要な啓発活動を行うべきこと</p>	<p>暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するための、市の啓発活動について規定します。</p>	<p>・道は、道民等の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする(12)</p>	

<p>第11 暴力団の威力利用の禁止</p> <p>市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、  ①暴力団員を利用すること  ②自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること  等の暴力団の威力の利用をしてはならないこと</p>	<p>暴力団の活動の助長につながる行為であるため、その禁止について規定します。</p>	<p>・事業者は、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団の威力を利用してはならない  ・事業者は、その行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用してはならない  ・事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が依頼した者が不正の方法を用いて得た物品であることを知り、又は知り得べき状態にありながら、これを譲り受け てはならない(14)</p>	
<p>第12 利益供与の禁止</p> <p>市民は、次の目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者 に対して財産上の利益の供与をしてはならないこと  ①暴力団の威力を利用する目的  ②暴力団の活動又は運営に協力する目的</p>	<p>暴力団の活動を助長するため、その禁止について 規定します。</p>	<p>・事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団 員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない  (1)暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供 与をすること  (2)暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の 供与をすること  (3)暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対 償を受けることなく財産上の利益の供与をすること  ・事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関 し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を 知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資す ることとなる財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、 法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履 行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限り ではない(15)</p>	
<p>第13 個人情報の収集</p> <p>市の機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除の措 置を講じるときは、当該措置のために必要な個人情報を関 係する機関等から収集できること</p>	<p>第7及び第8の市が行う措置を実効あるものとする ための警察などの関係機関からの個人情報収集に ついて規定します。</p>		
<p>第14 委任</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めること</p>			

